

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三森 久実
【住所又は本店所在地】	東京都武蔵野市桜堤 1丁目 9番12 - 101号 テラス武蔵野桜堤
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年3月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大戸屋ホールディングス
証券コード	2705
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三森 久実
住所又は本店所在地	東京都武蔵野市桜堤 1 丁目 9 番12 - 101号 テラス武蔵野桜堤
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社大戸屋ホールディングス 専務取締役経営企画部長 濱田 寛明
電話番号	0422-26-2600

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 15
訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年12月25日
訂正箇所	平成27年3月9日に訂正報告書（大量保有報告書・変更報告書）として提出致しました変更報告書 15は、提出する必要のない報告書であったため、取り下げます。